

【農地所有適格法人報告書添付書類等】

農地の権利を有している農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に、事業の状況を記載した報告書を必要な添付書類を付して農業委員会に提出していただくこととなっております。（農地法第 6 条）

報告の提出が無い場合には、過料（農地法第 68 条）が課されることとなっており、毎年国から提出状況の調査が行われております。

そのため、提出遅れの無いようお願いします。

◎提出書類（農地所有適格法人）

- （１）農地所有適格法人報告書
- （２）損益計算書の写し（全体売り上げと、農業（農業関連事業も含む）と農業以外の売り上げが確認できるもの）
- （３）定款の写し
- （４）組合員名簿又は株主名簿の写し（株主名簿は会社法に基づき作成したものとし、すべての株主の氏名又は名称及び住所等が記載されているもの）
- （５）法人の登記簿の写し

提出先

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7 - 1

野田市役所 農業委員会事務局

電話：04-7123-2128

メール：nougyou@mail.city.noda.chiba.jp